

まず一票 そこから未来が 動き出す

# 18歳から選挙権！

## 7月10日⑩は、参議院議員通常選挙

参議院議員の任期満了による選挙が7月10日⑩に執行されます。

皆さんの意見を国政に反映させる大事な機会ですので、棄権しないで必ず投票しましょう。

### ◆投票所

投票所は、市内25カ所に設置されています。「投票所入場整理券」に指定された投票所以外では投票できませんのでご注意ください。

### ◆投票できる方

- 次の3つの要件に当てはまる方が投票できます。
- ①日本国民であること。
- ②平成10年7月11日までに生まれた方。
- ③平成28年3月21日までに茂原市に住民登録されている方、または引き続き3カ月以上茂原市に住民登録した後

次に比例代表選出議員選挙の投票用紙を交付しますの

市外に転出し、茂原市の選挙人名簿に登録されている方。

### ◆住所変更した方

6月7日以降に市内で転居の届出をした方は、旧住所地の投票所で投票してください。3月22日以降に他市町村から本市に転入届出をした方は、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

なお、本市の選挙人名簿に登録されている方で、他市町村へ転出し、転出先の選挙人名簿に登録されていない方は、本市で投票ができます。

### ◆投票の順序

最初に千葉県選出議員選挙の投票用紙を交付しますので、「候補者名」1人だけを記載し投票してください。

次に比例代表選出議員選挙の投票用紙を交付しますの

「政党名」のいずれかを記載して投票してください。

### ◆参議院比例代表選挙は非拘束名簿式

この方式では、名簿登載者の当選順位は決められておらず、有権者は名簿登載者名または政党名を記載して投票します。

各政党の総得票数に応じて議席が比例配分され、名簿登載者ごとの得票数の順に当選人が決まります。

### ◆入場整理券は封書式

入場整理券は封書式で、一世帯6人まで内側に印刷されています。届いたらすぐに開封し、確認してください。

入場整理券が郵送されなかった場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されている場合は投票できますので、投票所の受付でお申し出ください。なお、入場整理券は6月20日⑩頃から郵送を始めます。

### ◆期日前投票

投票日当日に投票所へ行けない見込みの方は、「宣誓書」

を記入の上、期日前投票をすることが出来ます。

期間 6月23日⑥～7月9日⑨ / 場所 市役所1階102会議室、本納公民館 / 時間 8時30分～20時 (公民館は17時まで) / 持参するもの 入場整理券

### ◆病院などで行う不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどに入院・入所の方は、その施設内で不在者投票をすることが出来ますので、お早めに病院や施設等にお申し出ください。

### ◆市内の指定病院・施設など

山之内病院・公立長生病院・茂原中央病院・君塚病院・宍倉病院・菅原病院・鈴木神経科病院・茂原神経科病院・つくも苑・長生共楽園・実恵園・光風荘・ケアセンターかずさ・長生苑・真名実恵園・第二長生共楽園ひめはる ※全国の指定病院(施設)で不在者投票できます。

### ◆滞在先での不在者投票

仕事、通学、旅行などほかの市町村に滞在中で、投票

日までに茂原市に帰れない方も、最寄りの選挙管理委員会です。この場合、郵送に日数がかかりますのでお早めに市選挙管理委員会に不在者投票の請求を行ってください。

### ◆郵便等による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けていて、障害の内容が一定の要件に該当する方や、介護保険法における要介護状態区分が要介護5である方には、自宅で郵送等により投票できる制度があります。

この制度をご利用になるには、氏名等を自書できることが原則ですが、障害の内容が一定要件に該当する場合は、代理記載制度もあります。いずれの場合も「郵便等投票証明書」の交付を受けている方が利用できる制度ですので、証明書の交付を受けていない方は至急お問い合わせください。

お問い合わせは、

選挙管理委員会 (6階)  
TEL 1529、FAX 1604へ。